

令和元年6月27日

東京地方裁判所刑事部の概況（令和元年6月期）

刑事部所長代行者 伊藤雅人

1 刑事部の構成と裁判官の配置等について（第1表ないし第3表）

2 刑事事件の動向と処理状況について

- (1) 公判請求事件（第4-1表ないし第9表）
- (2) 裁判員裁判対象事件（第10表及び第11表）
- (3) 勅留関係事件等（第12表及び第13表）
- (4) 被疑者国選弁護事件（第14表）
- (5) 心神喪失者等医療観察法関係事件（第15表）

3 刑事部の課題と取組状況等

概況説明資料(刑事部)

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1表 | 刑事部の構成等 |
| 第2表 | 東京地方裁判所刑事部裁判官配置表 |
| 第3表 | 東京地方裁判所部内委員等名簿(刑事部関係) |
| 第4-1表 | 刑事訴訟事件(新受,既済,未済)年度別比較表 |
| 第4-2表 | 年度別新受人員調査表 |
| 第5表 | 刑事訴訟事件新受人員の推移 |
| 第6表 | 刑事訴訟事件,外国人事件,租税事件調査表 |
| 第7表 | 刑事訴訟事件終局人員年度別調査表 |
| 第8表 | 刑事訴訟事件未終局人員(審理期間)年度別比較表 |
| 第9表 | 刑事訴訟長期未済事件(2年経過)年度別調査表 |
| 第10表 | 裁判員裁判対象事件等の新受人員調査表 |
| 第11表 | 裁判員裁判対象事件月別比較表 |
| 第12表 | 勾留関係事件等年度別調査表 |
| 第13表 | 勾留関係事件等の推移 |
| 第14表 | 被疑者国選弁護事件処理状況調査表 |
| 第15表 | 医療観察事件新受件数調査表 |

第1表

刑事部の構成等

令和元年6月1日現在

第1 部の数

1 合議部	13か部
2 令状部	1か部 (第14部)

第2 配置人員

1 裁判官

(1) 判事	47人 (うち職務代行1人)
(2) 特例判事補	4人 (うち在外研究1人, 育休1人)
(3) 判事補	17人 (うち海外留学1人, 育休1人)
計	68人

2 裁判官以外の職員

(事務補助員, 任期付採用者及び臨時の任用者は含まない。)

(1) 調査官	1人
(2) 書記官	142人 (うち育休4人, 稲大生1人)
(3) 速記官	14人
(4) 事務官	71人 (うち育休4人)
計	228人

第3 設備

1 合議用法廷	20室 (うち裁判員裁判用法廷は16室 (大法廷1室, ビデオリンク法廷1室を含む。))
2 単独用法廷	25室
3 勾留質問室	5室
計	50室

東京地方裁判所刑事部裁判官配置表

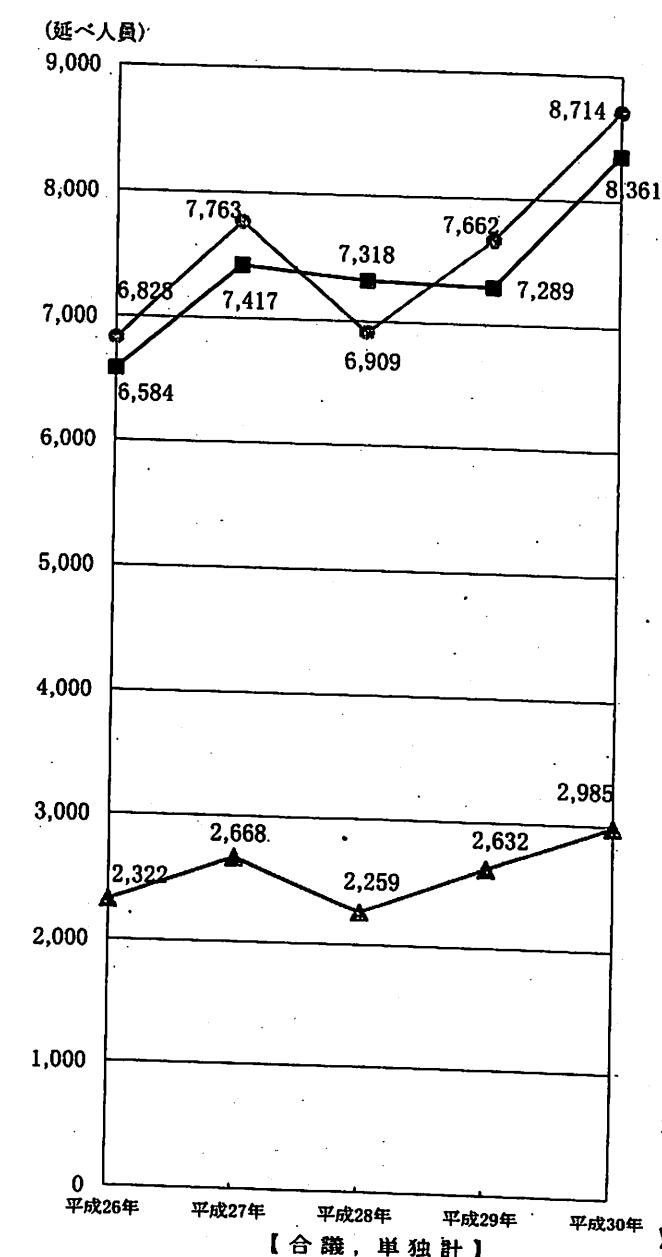
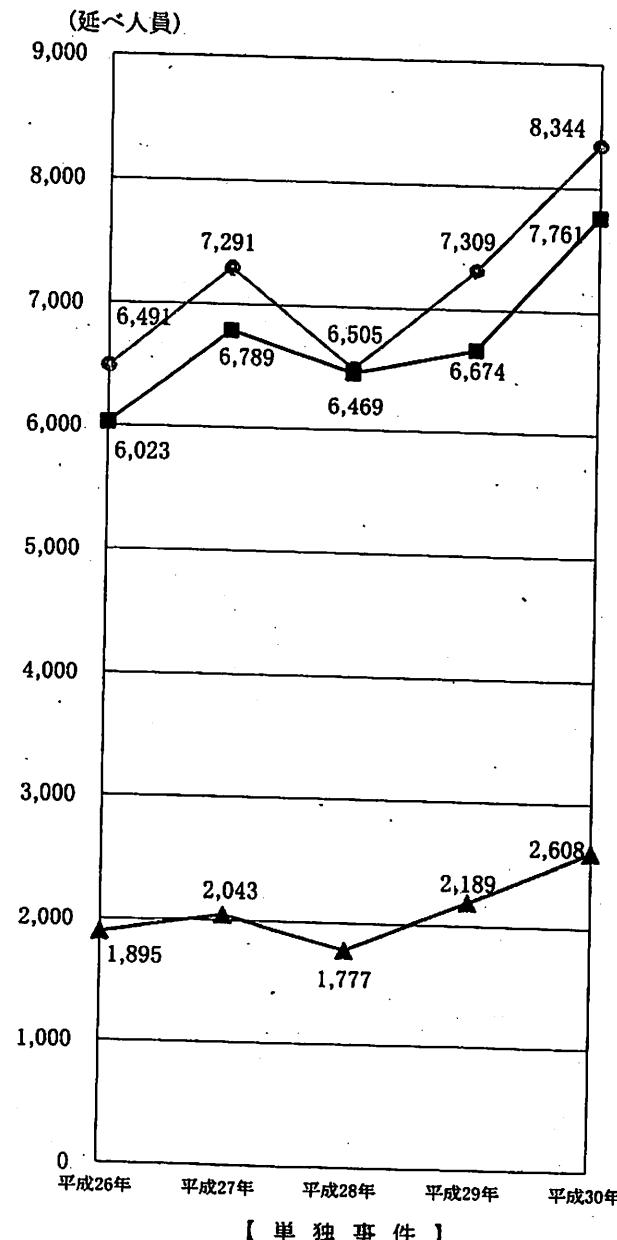
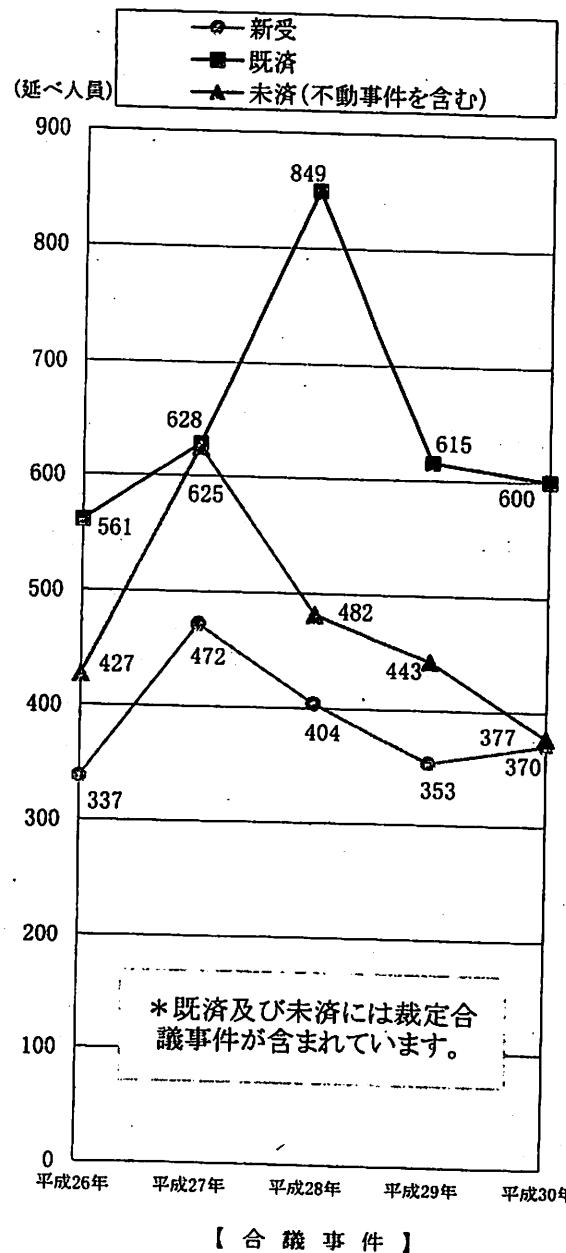
第1部				第7部				第13部				第17部			
氏名		期	内線	氏名		期	内線	氏名		期	内線	氏名		期	内線
総判 判 判 補	守下 実 石田 寿一 家入 美香 一社 紀行	45 52 59 71	[REDACTED]	総判 判 判 補	河本 雅也 野澤 晃一 結城 真一郎 金子 茉由	44 52 57 69	[REDACTED]	総判 判 判 補	家令 和典 村山 智英 森里 紀之 伊藤 友紀子	43 53 59 70	[REDACTED]	総判 判 判 補	下津 健司 山下 博司 秋田 志保 松下 健治	46 51 54 71	[REDACTED]
書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:			
第2部				第8部(租税部)				第14部(令状部)				第18部			
兼総判 兼判 兼判 兼補	永渕 健一 今井 理 深野 英一 柏戸 夏子	42 53 54 68	[REDACTED]	総判 判 判 補	野原 俊郎 寺尾 亮 熊代 雅音 富田 琢志 佐藤 みなと	46 53 55 60 71	[REDACTED]	総判 判 判 判 判 特 補	島田 一 坂田 正史 世森ユキコ 赤松 亨太 渡邊 一昭 福嶋 一則 土倉 健太 島尻 大志 井廻 直美 山部 佑輝	41 54 54 55 56 58 61 63 68 68	[REDACTED]	総判 判 判 補	佐々木一夫 瀬岡 俊文 木口 麻衣 廣見光二郎	45 50 61 70	[REDACTED]
書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:			
第3部				第9部				第15部				第19部			
総判 判 判 補	丹羽 敏彦 多田 裕一 長池 健司 上田 佳子	45 53 57 69	[REDACTED]	総判 兼判 兼補	伊藤 雅人 村田 千香子 山井 翔平	40 55 69	[REDACTED]	総判 特 補	綿引 啓史 杵渕 花絵 高田 浩平 須藤 晴菜 岸田 明美	60 65 66 67 68	[REDACTED]	兼総判 兼判 兼特 兼補	小森田恵樹 三浦 隆昭 内山 香奈 堀内 信宏	44 52 62 69	[REDACTED]
書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:			
第4部				第10部				第16部				第20部			
総判 判 判 補	永渕 健一 今井 理 深野 英一 柏戸 夏子	42 53 54 68	[REDACTED]	総判 判 特 補	小森恵樹 三浦 隆昭 内山 香奈 堀内 信宏	44 52 62 69	[REDACTED]	総判 判 判 補	榎井 英夫 三上 潤 小野 裕信 岩瀬みどり	45 52 55 67	[REDACTED]	兼総判 兼判 兼特 兼補	佐々木一夫 瀬岡 俊文 木口 麻衣 廣見光二郎	45 50 61 70	[REDACTED]
書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:			
第5部				第11部				第17部				第21部			
兼総判 兼判 兼判 兼補	守下 実 石田 寿一 家入 美香 一社 紀行	45 52 59 71	[REDACTED]	総判 判 判 補	吉崎 佳弥 井下田英樹 村田 千香子 山井 翔平	45 49 55 69	[REDACTED]	総判 判 判 補	西野 吾一 小林 謙介 西山 志帆 松村 光泰	46 52 57 70	[REDACTED]	兼総判 兼判 兼特 兼補	佐々木一夫 瀬岡 俊文 木口 麻衣 廣見光二郎	45 50 61 70	[REDACTED]
書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:			
第6部				第12部				第18部				第22部			
総判 判 判 補	中山 大行 日野 浩一郎 室橋 秀紀 名取 桂	44 49 55 71	[REDACTED]	兼総判 兼判 兼補	西野 吾一 西山 志帆 松村 光泰	46 57 70	[REDACTED]	総判 判 判 補	下津 健司 山下 博司 秋田 志保 松下 健治	46 51 54 71	[REDACTED]	兼総判 兼判 兼特 兼補	佐々木一夫 瀬岡 俊文 木口 麻衣 廣見光二郎	45 50 61 70	[REDACTED]
書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:				書記官室内線: 夜間直通:			

東京地方裁判所内委員等名簿(刑事部関係)

平成31年4月19日現在

◎ 常置委員会		◎ 裁判例等整備委員会		◎ 弁護人関係委員会		◎ 刑事法改正関係委員会	
常置委員	所長代行	委員長	判事	(13部)	夫郎一 木浩一 佐野澤 佐日野 野瀬 西瀬 瀬遠 松藤塚 谷長飛 皆	(18部)	(16部)
"	"	委員	"	(1部)	一志太潤 晃吾俊千 秀佳清希 由幸貴	(6部)	(3部)
"	"	"	"	(8部)	典一 和寿環健 麻香大紀 光二 理慎啓宏	(7部)	(6部)
"	"	"	特例判事補	(14部)	令田倉上 石富土三 木内島伊松 見田原林屋 小島田	(16部)	(8部)
"	"	"	判事補	(15部)	田尻友 光	(18部)	(13部)
"	"	"	訟廷副管理官	(18部)	大香と 千み	(4部)	(14部)
"	"	"	主任書記官	(10部)	山田瀬 木島田	(6部)	(15部)
"	"	"	管理係長	(14部)	中村岩 鈴町吉	(13部)	(17部)
"	"	"	記録係長	(13部)	行子り 誠之博	(6部)	(18部)
◎ 事務分配関係委員会		◎ 図書等整備委員会		◎ 記録関係委員会		◎ 令状関係委員会	
委員長	所長代行	委員長	判事	(6部)	和一智 理紀俊尚也	(13部)	委員長
委員	判事	委員	"	(11部)	典郎英 整恵緒典	(6部)	判事
"	"	"	"	(15部)	記子真幸也	(13部)	"
"	"	"	次席書記官	(6部)	晶美二	(3部)	"
"	"	"	訟廷副管理官	(1部)	和一智 理紀俊尚也	(8部)	"
"	"	"	主任書記官	(8部)	美拓	(11部)	"
"	"	"	管理係長	(14部)	宏幸	(13部)	"
"	"	"	記録係長	(16部)	家日村 東飯阿佐遠	(14部)	"
◎ 裁定・丙類合議委員会		◎ 証備関係委員会		◎ ICT関係委員会		◎ 法科大学院関係委員会	
委員長	所長代行	委員長	判事	(11部)	押収物係長	(16部)	委員長
委員	判事	委員	"	(7部)	記録係長	(11部)	委員長
"	"	"	"	(8部)	事件係長	(14部)	判事
"	"	"	次席書記官	(17部)	オフサーバー	(14部)	"
"	"	"	訟廷副管理官	(1部)	一樹志 恵進淳	(16部)	"
"	"	"	主任書記官	(10部)	基美香	(11部)	"
"	"	"	庶務係長	(3部)	也晶美	(1部)	"
"	"	"	管理係長	(4部)	二	(4部)	"
"	"	"	総務課長	(6部)	和一智 理紀俊尚也	(8部)	"
"	"	"	総務課課長補佐	(7部)	美拓	(11部)	"
"	"	"	警務課長	(8部)	宏幸	(14部)	"
"	"	"	警務課課長補佐	(10部)	家日村 東飯阿佐遠	(14部)	"
◎ 新任判事補研さん関係委員会		◎ 鑑定委員会		◎ 令状係長		◎ 法科大学院関係委員会	
委員長	判事	委員長	判事	(11部)	押収物係長	(16部)	委員長
委員	"	委員	"	(7部)	記録係長	(11部)	委員長
"	"	"	"	(8部)	事件係長	(1部)	判事
"	"	"	次席書記官	(17部)	オフサーバー	(4部)	"
"	"	"	訟廷副管理官	(1部)	一樹志 恵進淳	(8部)	"
"	"	"	主任書記官	(10部)	基美香	(11部)	"
"	"	"	管理係長	(3部)	也晶美	(1部)	"
"	"	"	総務課長	(4部)	二	(4部)	"
"	"	"	警務課長	(6部)	和一智 理紀俊尚也	(8部)	"
"	"	"	警務課課長補佐	(7部)	美拓	(11部)	"
"	"	"	オフサーバー	(8部)	宏幸	(16部)	"
◎ 司法修習生指導等委員会		◎ 鑑定委員会		◎ 令状係長		◎ 法科大学院関係委員会	
委員長	判事	委員長	判事	(7部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	委員長
委員	"	委員	"	(15部)	西下尻馬川江 林本松	(11部)	判事
"	"	"	"	(16部)	野田島有 横徳小山重	(1部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(4部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(8部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	河檢小	(7部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"	"	"	本井林水屋	(15部)	西井島有 横徳小山重	(17部)	"
"	"	"	河檢小	(16部)	西井島有 横徳小山重	(3部)	"
"	"	"	本井林水屋	(7部)	西井島有 横徳小山重	(15部)	"
"	"	"	河檢小	(15部)	西井島有 横徳小山重	(11部)	"
"	"	"	本井林水屋	(16部)	西井島有 横徳小山重	(16部)	"
"							

刑事訴訟事件（新受、既済、未済）年度別比較表



年 度 別 新 受 人 員 調 査 表

東京地方裁判所刑事訴廷事件係
数(延べ人員)

年 度 (H)	合議単独合計	合議事件	新 受 人 員						単独事件	
			法定合議		裁定合議		裁定合議委員会の決定			
			甲類	乙類	甲類	乙類	甲類	乙類		
15	14,938	1,244	752	752	0	492	31	9	452 (54)	13,694
16	15,390	1,420	856	849	7	564	18 (7)	10	536 (101)	13,970
17	15,216	1,427	947	947	0	480	0	3	477 (54)	13,789
18	12,509	1,345	888	888	0	457	15	0	442 (51)	11,164
19	10,587	1,113	755	752	3	358	3	4	351 (40)	9,474
20	9,479	1,184	821	821	0	363	2	2	359 (57)	8,295
21	9,315	964	624	624	0	340	5 (1)	11	324 (62)	8,351
22	7,931	754	462	462	0	292	2	0	290 (50)	7,177
23	6,896	501	345	345	0	156	1 (1)	0	155 (53)	6,395
24	6,600	580	294	288	6	286	11	2	273 (61)	6,020
25	6,324	532	312	312	0	220	21	0	199 (21)	5,792
26	6,828	537	337	337	0	200	17	2	184 (41)	6,291
27	7,763	776	472	470	2	304	0 (6)	0	304 (60)	6,987
28	6,909	622	404	402	2	218	5 (6)	1	212 (67)	6,287
29	7,662	509	353	350	3	156	0	3	153 (21)	7,153
30	8,714	478	370	370	0	108	12	0	96 (25)	8,236
30 (3月末現在)	1,933	104	87	87	0	17	0	0	17 (16)	1,829
31 (3月末現在)	1,815	119	94	94	0	25	4 (3)	0	21 (19)	1,696

[備 考]

甲類法定合議事件とは、裁判所法26条2項2号に定める合議制事件(法定合議事件)のうち乙類合議事件を除いたものをいう。

乙類(法定、裁定)合議事件とは、法定合議事件又は事件の係属する部からの申出に基づき裁定合議委員会において合議体で審判するのが相当であるとの決定をした事件のうち公安労働等に関する事件をいう。

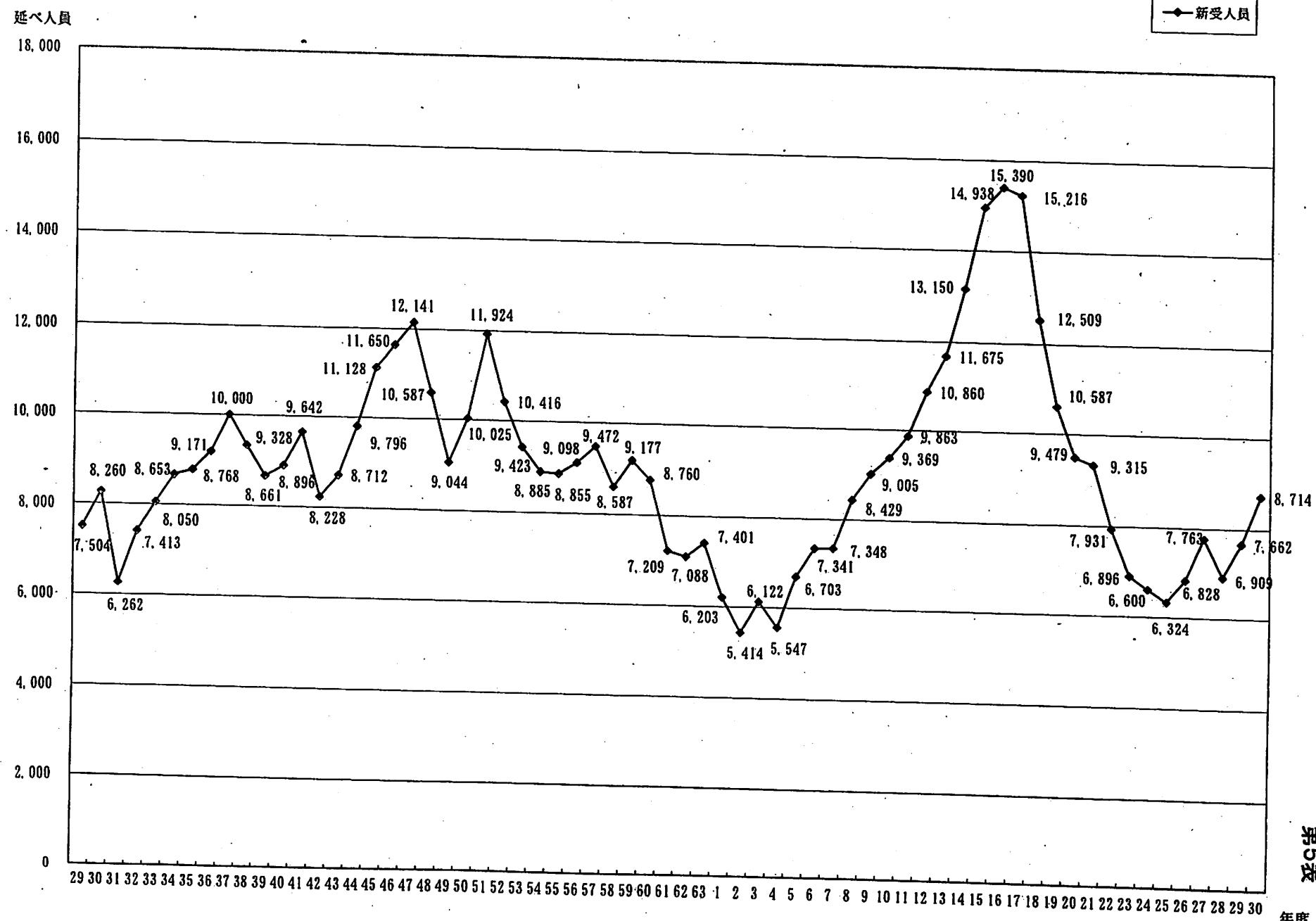
部内合議決定には法定合議事件、裁定合議事件に併合された単独事件を含む。

下欄の「30(3月末現在)」及び「31(3月末現在)」は、平成30年3月31日現在と平成31年3月31日現在を比較したものである。

()内は前年度以前受理事件を各年度に合議事件としたもので、いずれの年度にも計上していない。

刑事訴訟事件新受人員の推移

◆ 新受人員



刑事訴訟事件、外国人事件、租税事件調査表

1 刑事訴訟事件(新受、既済、未済)処理状況

事件別 年度	新受			既済			未済			(延べ人員)	
	合議		単独	計	合議	単独	計	合議	単独		
	法定合議	裁定合議									
26	337	200	6,491	6,828	561	6,023	6,584	427	1,895	2,322	
27	472	304	7,291	7,763	628	6,789	7,417	625	2,043	2,668	
28	404	218	6,505	6,909	849	6,469	7,318	482	1,777	2,259	
29	353	156	7,309	7,662	615	6,674	7,289	443	2,189	2,632	
30	370	108	8,344	8,714	600	7,761	8,361	377	2,608	2,985	
(1~3月)	87	17	1,846	1,933	164	1,962	2,126	403	2,036	2,439	
31 (1~3月)	94	25	1,721	1,815	151	2,143	2,294	385	2,121	2,506	

2 外国人事件受理状況

(延べ人員)

事件別 年度	合議		単独	合議、単独計
	合議	単独		
26	66	629	695	
	19.6%	9.7%	10.2%	
27	100	851	951	
	21.2%	11.7%	12.3%	
28	72	826	898	
	17.8%	12.7%	13.0%	
29	91	1,323	1,414	
	25.8%	18.1%	18.5%	
30	127	1,748	1,875	
	34.3%	20.9%	21.5%	
(1~3月)	30	394	424	
	34.5%	21.3%	21.9%	
31 (1~3月)	32	331	363	
	34.0%	19.2%	20.0%	

3 租税事件(新受、既済、未済)処理状況

(延べ人員)

事件別 年度	新受			既済			未済			(延べ人員)
	合議	単独	計	合議	単独	計	合議	単独	計	
26	7	46	53	4	38	42	11	22	33	
	2.1%	0.7%	0.8%							
27	31	46	77	13	36	49	28	33	61	
	6.6%	0.6%	1.0%							
28	17	28	45	15	48	63	30	13	43	
	6.6%	0.6%	1.0%							
29	4	93	97	15	79	94	15	27	42	
	1.1%	1.3%	1.3%							
30	5	60	65	8	55	63	12	32	44	
	1.4%	0.7%	0.7%							
(1~3月)	4	17	21	3	11	14	16	33	49	
	4.6%	0.9%	1.1%							
31 (1~3月)	2	18	20	0	25	25	14	25	39	
	2.1%	1.0%	1.1%							

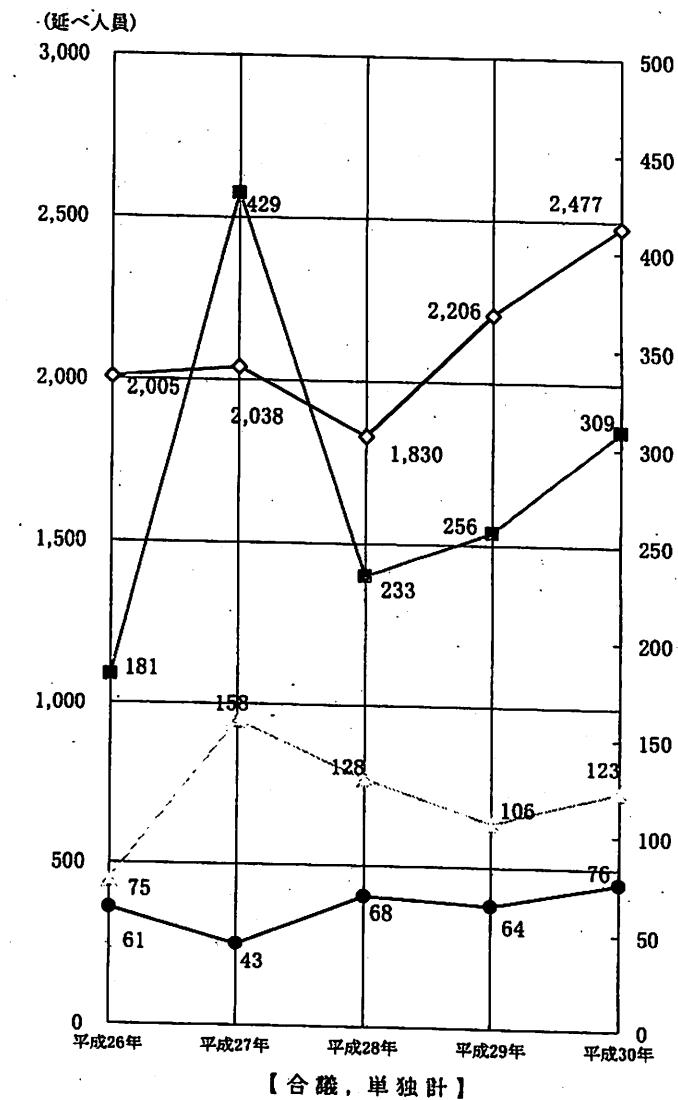
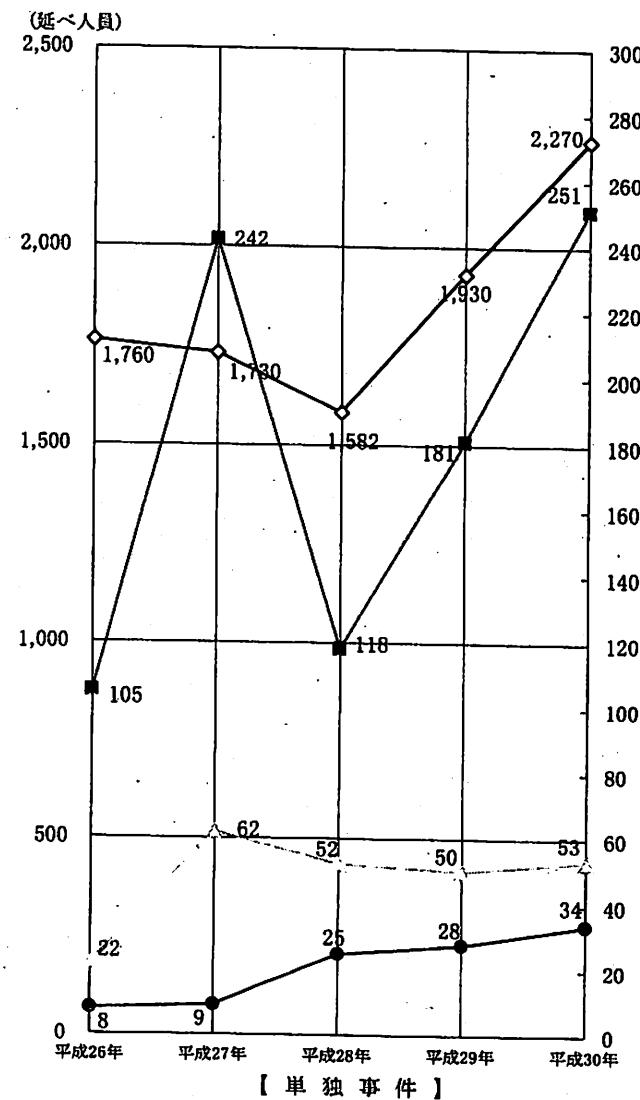
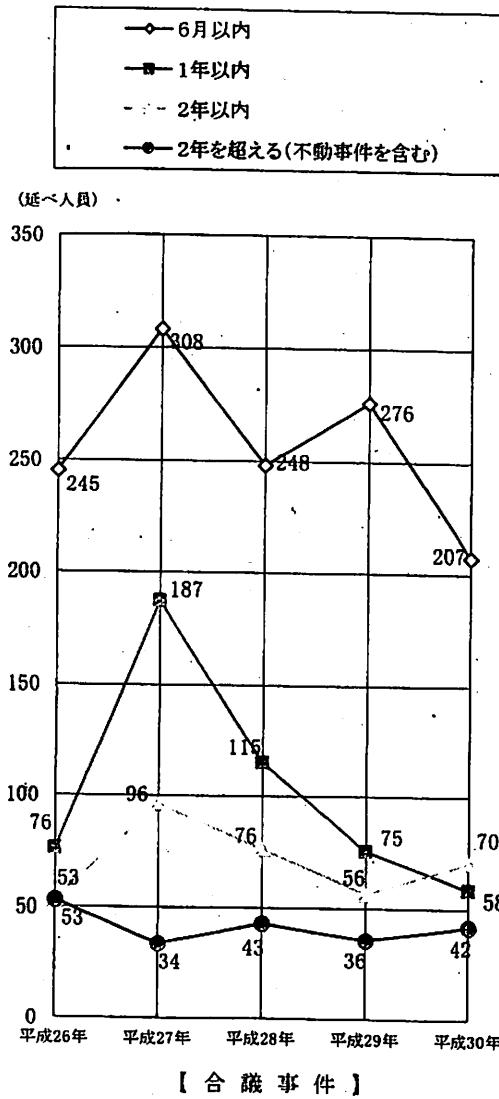
刑事訴訟事件終局人員年度別調査表

年度	合単別	人員(延べ人員) 割合別	審理期間別終局人員と総人員に対する割合								控訴率 (%)
			1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	5年以内	5年超過	
26	合議	人員	3	76	171	231	70	6	4	0	561
		割合	0.5%	13.5%	30.5%	41.2%	12.5%	1.1%	0.7%	0.0%	
	単独	人員	199	3410	1669	672	67	4	1	1	6,023
		割合	3.3%	56.6%	27.7%	11.2%	1.1%	0.1%	0.0%	0.0%	
27	合単計	人員	202	3486	1840	903	137	10	5	1	6,584
		割合	3.1%	52.9%	27.9%	13.7%	2.1%	0.2%	0.1%	0.0%	15.1
	合議	人員	5	135	156	206	97	9	16	4	628
		割合	0.8%	21.5%	24.8%	32.8%	15.4%	1.4%	2.5%	0.6%	
28	単独	人員	322	4251	1515	653	46	1	0	1	6,789
		割合	4.7%	62.6%	22.3%	9.6%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	
	合単計	人員	327	4386	1671	859	143	10	16	5	7,417
		割合	4.4%	59.1%	22.5%	11.6%	1.9%	0.1%	0.2%	0.1%	16.1
29	合議	人員	0	99	187	379	160	22	1	1	849
		割合	0.0%	11.7%	22.0%	44.6%	18.8%	2.6%	0.1%	0.1%	
	単独	人員	270	4027	1293	741	135	3	0	0	6,469
		割合	4.2%	62.3%	20.0%	11.5%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
30	合単計	人員	270	4126	1480	1120	295	25	1	1	7,318
		割合	3.7%	56.4%	20.2%	15.3%	4.0%	0.3%	0.0%	0.0%	16.3
	合議	人員	10	102	127	211	131	34	0	0	615
		割合	1.6%	16.6%	20.7%	34.3%	21.3%	5.5%	0.0%	0.0%	
30	単独	人員	360	4200	1453	563	89	8	1	0	6,674
		割合	5.4%	62.9%	21.8%	8.4%	1.3%	0.1%	0.0%	0.0%	
	合単計	人員	370	4302	1580	774	220	42	1	0	7,289
		割合	5.1%	59.0%	21.7%	10.6%	3.0%	0.6%	0.0%	0.0%	14.3
30	合議	人員	8	145	130	201	96	19	0	1	600
		割合	1.3%	24.2%	21.7%	33.5%	16.0%	3.2%	0.0%	0.2%	
	単独	人員	351	5159	1420	672	137	17	5	0	7,761
		割合	4.5%	66.5%	18.3%	8.7%	1.8%	0.2%	0.1%	0.0%	
30	合単計	人員	359	5304	1550	873	233	36	5	1	8,361
		割合	4.3%	63.4%	18.5%	10.4%	2.8%	0.4%	0.1%	0.0%	14.1 [14.7%]

※ 控訴率は、実人員で計算したものである。

※ []内の数値は、平成31年1月から3月までの割合を示す。

刑事訴訟事件未終局人員(審理期間)年度別比較表



刑事訴訟長期未済事件(2年経過)年度別調査表

1 年度別調査表

(合議・単独計)

年度	未済件数	長期未済件数	(延べ人員)	
			長期未済件数の占める割合(%)	
26	2,322	61 (25)	2.6 [1.6]	
27	2,668	43 (25)	1.6 [0.7]	
28	2,259	68 (24)	3.0 [1.9]	
29	2,632	64 (24)	2.4 [1.5]	
30	2,985	76 (24)	2.5 [1.7]	
(3月末現在)	2,439	61 (24)	2.5 [1.5]	
31 (3月末現在)	2,506	68 (24)	2.7 [1.8]	

※ ()内の数字は不動事件の件数を内数で示し、
〔 〕内の数字は不動事件を除く割合を示す。

(合議事件)

年度	未済件数	長期未済件数	(延べ人員)	
			長期未済件数の占める割合(%)	
26	427	53 (21)	12.4 [7.5]	
27	625	34 (21)	5.4 [2.1]	
28	482	43 (20)	8.9 [4.8]	
29	443	36 (20)	8.1 [3.6]	
30	377	42 (20)	11.1 [5.8]	
(3月末現在)	403	34 (20)	8.4 [3.5]	
31 (3月末現在)	385	40 (20)	10.4 [5.2]	

(単独事件)

年度	未済件数	長期未済件数	(延べ人員)	
			長期未済件数の占める割合(%)	
26	1,895	8 (4)	0.4 [0.2]	
27	2,043	9 (4)	0.4 [0.2]	
28	1,777	25 (4)	1.4 [1.2]	
29	2,189	28 (4)	1.3 [1.1]	
30	2,608	34 (4)	1.3 [1.2]	
(3月末現在)	2,036	27 (4)	1.3 [1.1]	
31 (3月末現在)	2,121	28 (4)	1.3 [1.1]	

※ ()内の数字は不動事件の件数を内数で示し、
〔 〕内の数字は不動事件を除く割合を示す。

2 長期化事由調査表

合 單 別	長期化の 事由 経過年数	事案複 雜困難	被告人の 逃亡 病気等	関連事 件の審 理待ち	(延べ人員)	
					計	
	2年以上		10	1	11	
	3年以上		5			5
	4年以上					0
	5年以上					0
	6年以上					0
	7年以上					0
	8年以上					0
	9年以上					0
	10年以上				2	2
	計		15	2	1	18
單 獨 事 件	2年以上		4	2		6
	3年以上		10	6		16
	5年以上			4		4
	計		14	12	0	26
	合議・単独計		29	14	1	44

※ 1の年度別調査表の長期未済件数中、平成31年3月末日現在の不動事件を除く長期未済事件を対象とした。

第10表

裁判員裁判対象事件等の新受人員調査表

合議・単独別等の新受人員内訳

年度 合議・単独別							
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	合計	5年平均
法定合議事件	337	472	404	353	370	1936	387
裁定合議事件	200	304	214	156	108	982	196
単独事件	6291	6987	6291	7153	8236	34958	6992
新受人員合計	6828	7763	6909	7662	8714	37876	7575

年度 裁判員対象事件罪名（未遂を含む）							
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	合計	5年平均
現住建造物等放火	8	3	6	7	7	31	6
激發物破裂	0	0	0	0	0	0	0
通貨偽造	0	0	0	1	0	1	0
偽造通貨行使	2	1	0	0	4	7	1
強制わいせつ致死傷	13	3	13	14	12	55	11
強姦致死傷、強制性交等致死傷	7	8	8	12	5	40	8
集団強姦致死傷	0	0	0	2	0	2	0
殺人	20	23	15	25	19	102	20
傷害致死	19	12	7	6	8	52	10
危険運転致死	2	1	2	0	0	5	1
保護責任者遺棄致死	0	0	0	0	2	2	0
逮捕監禁致死	0	2	0	0	0	2	0
身代金拐取	0	0	3	0	0	3	1
拐取者身代金取得等	0	2	1	0	0	3	1
強盗致傷（強盗傷人）	27	31	16	48	44	166	33
強盗致死（強盗殺人）	7	5	1	3	0	16	3
強盗強姦	0	11	1	2	3	17	3
爆発物取締罰則 1条、2条	0	0	1	1	0	2	0
銃刀法（略称）31条(3条の13)、31条の2第2項(3条の4)	2	1	0	7	4	14	3
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 3条1項7号、3条1項10号	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤取締法 41条2項	17	14	20	23	26	100	20
麻薬及び向精神薬取締法 64条2項	0	0	0	0	0	0	0
麻薬特例法（略称）新法5条1～4号、旧法8条1～4号	23	33	2	0	9	67	13
海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律違反	0	0	0	0	0	0	0
裁判員対象事件新受人員合計	147	150	96	151	143	687	137

裁判員裁判対象事件月別比較表(制度施行月～令和元年5月)

	21年 5月～12月	22年 1月～12月	23年 1月～12月	24年 1月～12月	25年 1月～12月	26年 1月～12月	27年 1月～12月	28年 1月～12月	29年 1月～12月	30年 1月～12月	31年 令和 元年 1月～5月	合計 (H21.5～R1.5)
新受件数	104	180	151	139	133	147	150	96	151	142	74	1,467
既済件数	9	152	166	151	152	129	128	124	110	156	48	1,325
既済率 (累計)	8.7%	56.7%	75.2%	83.3%	89.1%	88.9%	88.3%	91.9%	89.6%	91.7%	90.3%	90.3%

※既済率：全既済件数／全新受件数（小数点第2位を四捨五入）。

	30年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計 (21.5～30.12)
新受件数	9	15	13	11	11	16	14	6	5	20	4	18	1,393
既済件数	10	15	17	1	13	22	13	0	13	25	12	15	1,277
既済率 (累計)	89.8%	89.9%	90.3%	89.6%	89.8%	90.4%	90.4%	90.0%	90.7%	91.2%	91.8%	91.7%	91.7%

※既済率：全既済件数／全新受件数（小数点第2位を四捨五入）。

	31年 1月	2月	3月	4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計 (H21.5～R1.5)
新受件数	12	12	13	30	7								1,467
既済件数	7	16	13	2	10								1,325
既済率 (累計)	91.4%	91.7%	91.8%	90.1%	90.3%								90.3%

※既済率：全既済件数／全新受件数（小数点第2位を四捨五入）。

勾留関係事件等年度別調査表

1 勾留請求事件関係

項目 年度	請求総数	発付総数	却下総数	発付率 (件数)
26	14,894	13,826	1,068	92.8%
27	15,899	14,526	1,373	91.4%
28	15,143	13,758	1,385	90.9%
29	14,929	13,154	1,775	88.1%
30	15,671	13,811	1,860	88.1%
(1~3月)	3,771	3,319	452	88.0%
31 (1~3月)	3,836	3,384	452	88.2%

2 勾留理由開示請求事件関係

項目 年度	請求総数	開示総数 (件数)
26	117	99
27	147	126
28	146	118
29	105	85
30	104	92
(1~3月)	32	22
31 (1~3月)	20	18

3 保釈請求事件関係（刑事第14部取扱い分）

項目 年度	請求総数	許可総数	許可率 (件数)
26	1,515	788	52.0%
27	1,897	1,057	55.7%
28	1,806	1,135	62.8%
29	1,931	1,330	68.9%
30	2,124	1,498	70.5%
(1~3月)	465	312	67.1%
31 (1~3月)	441	273	61.9%

4 準抗告請求事件関係

項目 年度	請求総数	(c)	(a)	(b)
26	1,352	91	91	0
27	1,678	133	133	0
28	1,639	82	82	0
29	1,864	113	113	0
30	1,833	125	125	0
(1~3月)	453	37	37	0
31 (1~3月)	439	40	40	0

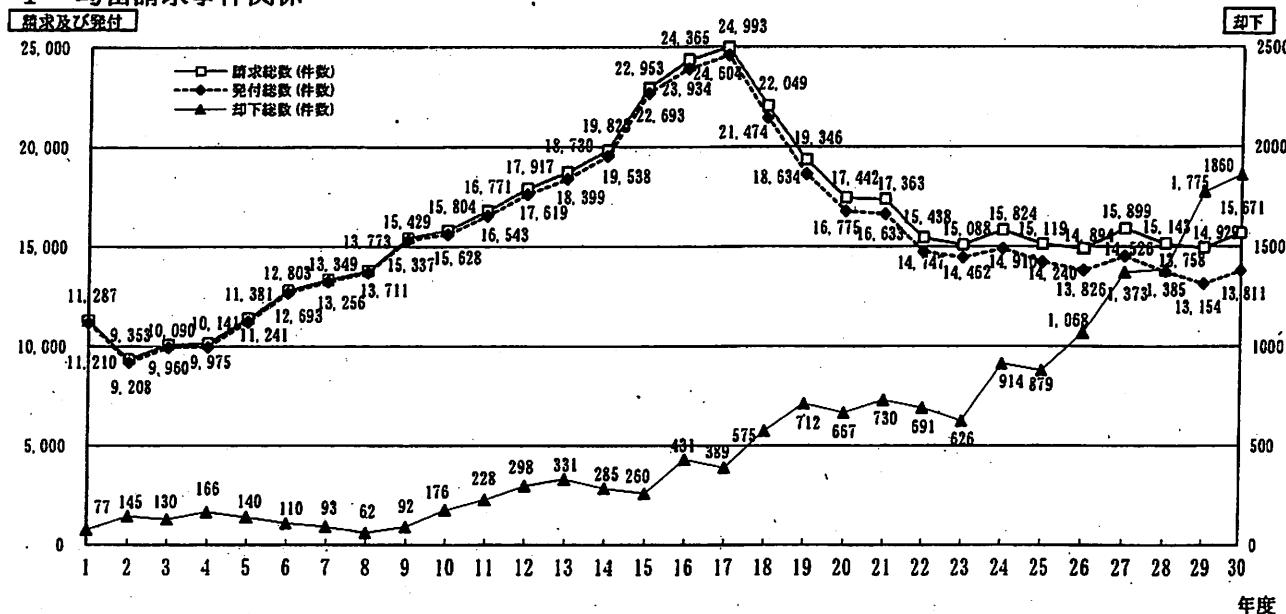
(c) 請求総数のうち接見禁止等に対する準抗告 ((a)+(b))

{ (a) 刑訴法81条の接見禁止に対する件数
(b) 接見指定処分に対する件数

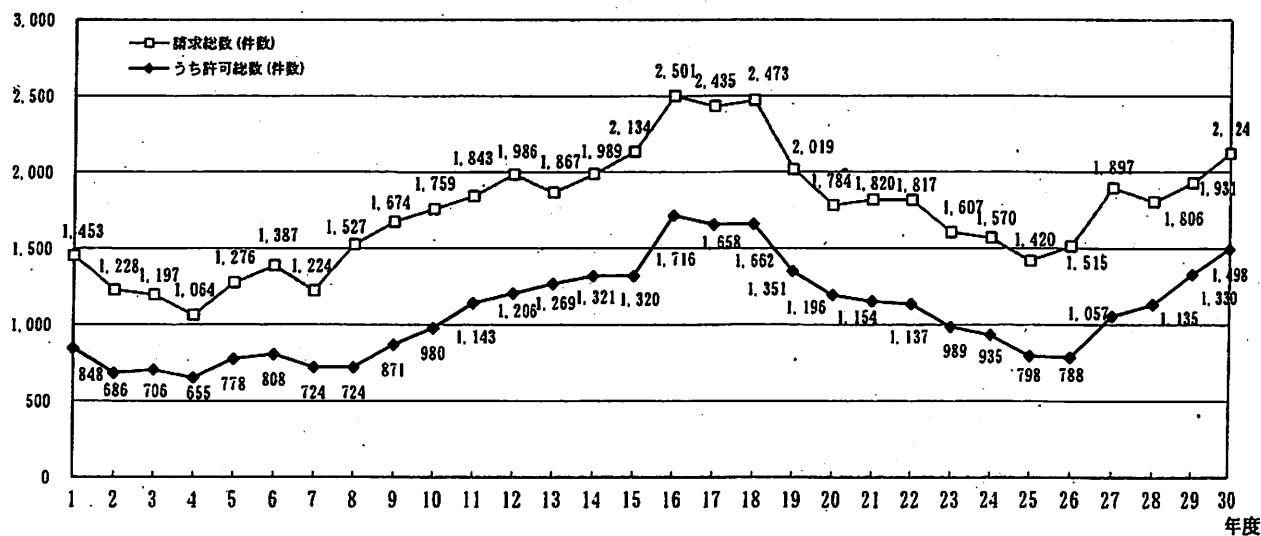
第13表

勾留関係事件等の推移

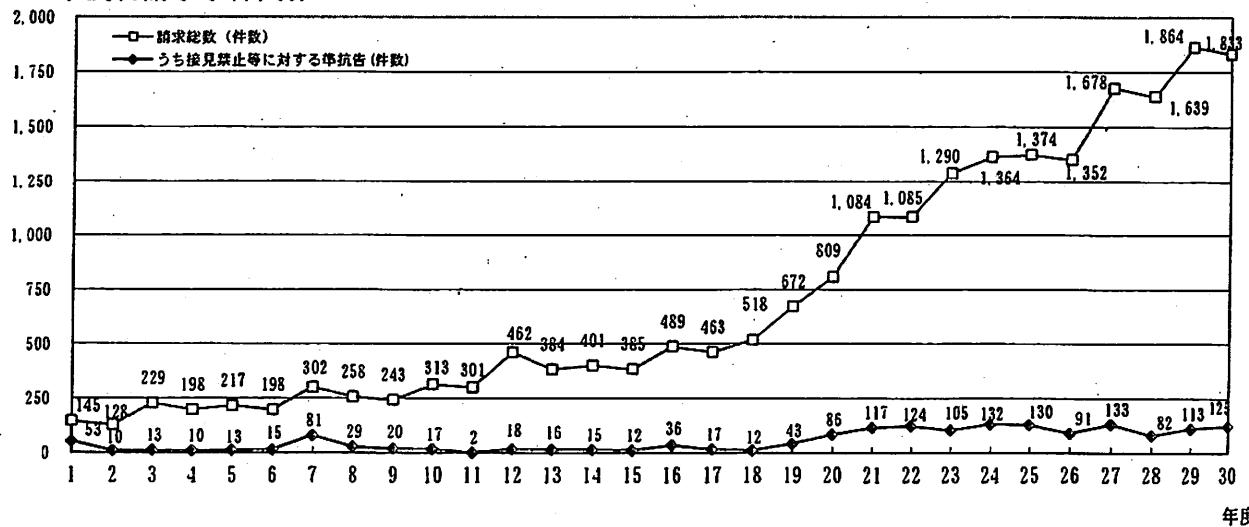
1 勾留請求事件関係



2 保釈請求事件関係（刑事第14部取扱い分）



3 準抗告請求事件関係



第14表

被疑者国選弁護事件処理状況調査表

年度	勾留質問した被 疑者総数	勾留質問した 対象事件数	被疑者総 数に対する 割合	請求総数				職権に による選任 決定	選任決定総数	対象事件 数に対する 割合	
				対象事件 数に対する 割合	選任決定	請求撤回	却下				
平成26年	14,878	10,008	67.3%	7,018	70.1%	6,868	141	9	130	6,991	69.9%
平成27年	15,900	10,621	66.8%	7,298	68.7%	7,119	167	12	151	7,273	68.5%
平成28年	15,143	10,080	66.6%	6,880	68.3%	6,650	132	30	139	6,789	67.4%
平成29年	14,929	9,992	66.9%	6,767	67.7%	6,595	145	23	173	6,768	67.7%
平成30年	15,671	13,528	86.3%	9,021	66.7%	8,776	208	37	187	8,963	66.3%
(1~3月)	3,771	2,556	67.8%	1,734	67.8%	1,679	49	5	43	1,722	67.4%
平成31年 (1~3月)	3,836	3,836	100.0%	2,456	64.0%	2,378	64	14	77	2,455	64.0%

第15表

医療観察事件新受件数調査表

年度	42条1項の 決定をするこ との申立て	入院継続の確 認の申立て	退院の許可の 申立て	医療の終了の 申立て	通院期間延長 の申立て	再入院の 申立て	合計
平成26年	29	108 (43)	38 (12)	10 (1)	0	0	185
平成27年	22	89 (38)	48 (22)	6 (1)	2	0	167
平成28年	23	106 (42)	33 (13)	7 (1)	1	1	171
平成29年	33	92 (29)	36 (17)	8 (3)	3	1	173
平成30年	27	97 (29)	32 (10)	5	4	0	165
(1~3月)	11	21 (5)	9 (3)	1	1	0	43
平成31年 (1~3月)	8	26 (3)	4 (2)	1	0	0	39

※ 括弧内の数字は、東京地裁以外の裁判所での入院決定に対する申立て